

建築確認申請等に関する手数料

種別・規模等	確認申請審査手数料(円)			構造計算適合性判定料(円)		構造計算適合性判定に要する事務費(円)	中間検査手数料(円)	完了検査手数料(円)	
	構造計算書の添付を要しないもの	構造計算書の添付を要するもの	計画変更審査手数料	大臣認定プログラムを使用し、かつ入力情報の電子データが提出された場合	左記以外			中間検査対象で合格証の交付を受けたもの	中間検査対象外
建築物 (A:床面積の合計m ²)	A 30	12,000	17,000	計画変更にかかる部分の床面積の1/2により算定(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積の合計)	88,700	117,100	3,000	17,000	18,000
	30 < A 100	18,000	26,000					24,000	27,000
	100 < A 200	27,000	40,000					33,000	34,000
	200 < A 500	35,000	53,000					42,000	46,000
	500 < A 1,000	93,000						63,000	67,000
	1,000 < A 2,000	140,000						80,000	86,000
	2,000 < A 5,000	240,000						130,000	150,000
	5,000 < A 10,000	290,000						170,000	190,000
	10,000 < A 50,000	470,000						280,000	300,000
	50,000 < A	780,000						510,000	570,000
建築設備 (1件毎)	エレベーター等	26,000	14,000	-	-	-	25,000	32,000	34,000
	小荷物専用昇降機	11,000	6,000	-	-	-	15,000	19,000	19,000
工作物(1件毎)	24,000	13,000	-	-	-	17,000	27,000	27,000	

1. 上記の事務手数料は、平成20年9月1日の申請から適用とする。
2. 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する審査手数料とする。
3. 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
4. 構造計算適合性判定料は、別棟、エキスパンションジョイントで分離されている等、構造計算適合性判定を行う建築物が複数棟ある場合は、棟毎に表に掲げる判定料を合算する。
5. 構造計算適合性判定に要する事務費は1つの確認申請に対して定額とする。
6. 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。